

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 1 2 月定例会 ——

令和5年12月21日（木）

令和5年12月 教育委員会定例会（甲）

開催日時 令和5年12月21日（木） 午後2時00分～午後4時40分

開催場所 505会議室

出席委員 青木由美子 教育長

三町章 教育長職務代理者

青木雅代 委員

望月克浩 委員

吉本一謙 委員

説明のための出席者 白倉克彦 教育部長

岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長

安部幸一郎 地域学習担当部長

竹中敏明 教育総務課長

後藤信章 施設更新担当課長

飯島健一 学務課長

高橋恵一 教育施策推進担当課長

細村英男 地域学習支援課長

季高一成 中央公民館長

利光良平 中央図書館長

山本真由美 教育総務課長補佐

坂元達郎 学務課長補佐

吉田将人 指導課長補佐

松田弦 指導主事

坊本朋久 指導主事

濱本一孝 公共施設マネジメント課長

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任

傍聴者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○青木教育長

ただいまから教育委員会12月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○青木教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は望月委員及び私、青木でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（10）及び（11）、協議事項（1）、議案第26号から第28号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

### ○青木教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

### （委員報告事項）

### ○青木教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（1）令和5年度東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

### ○三町教育長職務代理者

それでは、令和5年度東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会につきまして、私からご報告いたします。資料はありません。

研修は、11月15日水曜日、西東京市立東伏見小学校及び国史跡下野谷遺跡にて行われました。小平市からは、青木教育長、青木委員、望月委員、吉本委員、そして私、三町、随行の山本教育総務課長補佐の6人で参加いたしました。

今回の研修テーマは、学校教育における文化財の活用についてであり、西東京市の亀田学芸員からの講話と下野谷遺跡の見学を行いました。

はじめに、亀田学芸員から下野谷遺跡の概要や学校教育における遺跡の活用事例についてお話を伺いました。下野谷遺跡は、平成27年3月10日に国史跡に指定された縄文時代中期における南関東最大級の拠点集落の遺跡です。その本質的な価値として、今申し上げた点で4つあげられましたが、都市部において良好な遺存状態を保つ大規模集落であるという点で、非常に貴重な遺跡であるとのことでした。

西東京市では、市の総合計画や基本計画などでも、文化財の活用、連携を掲げており、学校教育の中でも様々に活用されています。研修会場となった東伏見小学校は、遺跡の上に建っており、

1年生から6年生まで発達の段階に応じて様々な角度から遺跡を活用した学習に取り組んでいます。実際に遺跡を訪れるのはもちろん、クイズをつくって地域の行事で発表したり、土器を観察して製作したりといった取組を紹介いただきました。他の小学校でも、遺跡について学んだことを基に、劇を制作、上演したり、総合学習の素材として活用したりしています。

また、中学生では、下野谷遺跡を生かしたまちづくり提案を考え、その中の1つである縄文給食は、現在の給食の献立として提供されているそうです。社会科だけでなく家庭科での活用もあり、高学年では、SDGsや平和といったテーマとも関連付けた学習にも活用されています。

また、学校での活動ではありませんが、多摩六都科学館と連携し、科学的な視点での学習にも活用されています。文化財はまさに楽しく幅のある教育資源であるということを、実践例を踏まえて伺うことができます。

その後、下野谷遺跡公園で復元された竪穴式住居などを見学させていただきました。

小平市にも全国に誇る国史跡鈴木遺跡があり、これも貴重な教育資源です。ぜひ、これを様々な観点で活用いただき、子どもたちの学びがさらに豊かなものとなるよう、また、地域への興味や愛着の喚起などにつなげていけるよう、積極的に取り組んでいていただきたいと思います。

私からの報告は以上でございます。

#### ○青木教育長

以上で、委員報告事項を終了いたします。

#### (事務局報告事項)

#### ○青木教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 市議会12月定例会について、説明をお願いいたします。

#### ○白倉教育部長

事務局報告事項(1)市議会12月定例会についてを報告いたします。

市議会12月定例会は、11月28日から開催され、12月20日までの本会議最終日をもって閉会となりました。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って報告いたします。

はじめに、市議会12月定例会に先立ちまして、11月8日開催の生活文教委員会において、「小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインの策定について」の事務報告を行いました。

資料No.1をご覧ください。

11月29日から12月1日までの3日間には、一般質問が行われました。一般質問は27人の議員から64件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが25件ございました。

5日には、総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「令和5年度小平

市一般会計補正予算（第5号）」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌6日には生活文教委員会が開催され、「小平市立花小金井小学校増築工事請負契約の締結について」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

20日の本会議最終日に、ただいま申しあげました2議案について、全会一致により可決されました。

#### ○青木教育長

次に、（2）小平市立学校の感染症等による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

#### ○白倉教育部長

事務局報告事項（2）小平市立学校の感染症等による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

令和5年12月19日火曜日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校が延べ141学級、中学校が延べ63学級で、今月、新たに報告するものは、No.111以降の33件でございます。

引き続き、各学校に情報を提供するとともに、感染症対策に努めてまいります。

#### ○青木教育長

次に、（3）小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計方針素案について、説明をお願いいたします。

#### ○白倉教育部長

事務局報告事項（3）小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計方針素案についてを報告いたします。

資料No.3-1、3-2をご覧ください。

小平第十一小学校は、校舎等の老朽化が進み、目標耐用年数が到来することから、平成30年度に、更新等の適否の判断を行い、更新をすることといたしました。

小平第十一小学校等複合施設は、教育活動の充実や教育環境の向上を図るとともに、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成を図ることを目的として、令和3年度に小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画を策定しております。

このたび、基本計画で定めた整備コンセプトや整備方針を踏まえ、今後の基本設計や実施設計を円滑に進めるための、小平第十一小学校等複合施設の基本設計方針素案を作成しましたので、ご報告するものでございます。

なお、本素案につきましては、令和6年1月11日及び同月21日に市民説明会を開催し、市

民の皆様のご意見等を踏まえ、年度内に方針を策定する予定でございます。

詳細につきましては、後藤施設更新担当課長から説明させます。

## ○後藤施設更新担当課長

それでは、資料No.3-2、目次をご覧くださいと思います。

基本設計方針素案につきましては6章構成となっており、第1章では、基本設計方針策定の背景や目的を、第2章は、小学校や（仮称）十一小地区交流センターなどの施設の整備水準を、第3章では、設計方針といたしまして、配置計画や平面計画など12の計画を、第4章では、施設の配置などの評価と選定を、第5章では、選定された配置案の具体的な計画例を、第6章では、事業のコストやスケジュールを記載しております。

資料の1ページをご覧ください。

第1章、基本設計方針策定の背景や目的では、1の方針策定の経緯といたしまして、小平第十一小学校等複合施設の整備の経緯と合わせて、基本設計方針策定の目的として、今後の基本設計や実施設計を円滑に進めるために、施設の整備水準などの設計のための基本事項を整理することを記載しております。

2の上位・関連計画の位置付けでは、学校教育に係る動向といたしまして、国や東京都の動向と小平市の取組を記載しております。

続いて、資料の6ページをご覧くださいと思います。

第2章、施設の整備水準では、各施設の規模や整備すべき機能と具体的な諸室について記載しており、小平第十一小学校では、小平市人口推計を活用して必要な学級数を想定することや、整備すべき機能の、学習機能では、多様な学習活動が展開できる空間として、普通教室の広さを、ICT機器の活用や、机間指導に対応した72㎡程度の面積とすること。また、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間として活用できるオープンスペースや多目的スペースを、対象とする学年や教育的な効果、敷地の制約などを考慮しながら整備することを記載しております。

また、多様な教育的ニーズのある児童への対応といたしまして、支援を必要とする児童に対して、一人ひとりの児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を実施するために、クールダウンスペースや不登校支援室の整備を記載しております。次に、地域交流機能としては、交流スペースの整備や地域開放室、地域学校協働活動のための事務室の整備について記載しております。

資料の8ページは、小学校に整備する諸室のリストとなっております。

次に、（仮称）十一小地区交流センターにつきましては、施設の規模を約600㎡とすることや整備機能として、ICT機器を活用した地域学習や交流など、多様な活動に対応できる設備の検討について記載しております。

資料の10ページは、（仮称）十一小地区交流センターに整備する諸室リストとなっております。続いて、十一小学童クラブは、施設の規模を児童1人あたりの面積を1.65㎡以上確保することや、整備機能といたしまして、児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時などに静養することができる生活の場としての機能と、遊びなどの活動拠点としての機能を備えることを記載

しております。

資料1 1ページの第3章、設計方針では、配置計画、平面計画、断面計画などの1 2の計画の考え方や配慮事項について記載しています。

まず、配置計画では、複合化する各施設へのアクセス性や安全性を考慮して、建物を配置することや、室内への適度な日照、通風を確保すること、屋外運動場は、学校として必要な面積を確保することや、周辺住宅等への日影やプライバシー、音などの影響に配慮すること、災害時における、避難所機能を確保する観点から、工事中におけます体育館の存続性について記載しております。具体的な配慮事項と合わせまして、動線の分離などを示した、施設の配置イメージ図を1 2ページに記載しております。

平面計画では、各諸室は、用途や目的別のまとまりを形成して配置し、それぞれのまとまりの動線について配慮することや、各諸室間の関係性、また、学校と地域の交流スペースの配置についてや、将来の学級数の変動や用途変更に対応する可変性について記載しております。

資料の1 3ページには、通常時のゾーニング、地域開放時のゾーニングのイメージ図を、資料の1 4ページには、普通教室や特別教室などの諸室のまとまりのイメージ図を示しております。

また、1 5ページには、平面計画時の配慮事項を、安全性や快適性などの分類ごとに記載し、資料の1 8ページには、近接させる諸室、また離隔させる諸室をまとめたリストを記載しております。

1 9ページの断面計画では、校舎棟の階数や、教室や体育館アリーナの天井の高さなどについて記載しております。

各室計画では、普通教室や特別教室などの各諸室の内部の計画について記載しております。普通教室では、学習内容・学習形態などの変化、学習方法の進展に柔軟に対応し得るよう計画することや、特別教室は、教育内容・教育方法等に応じて、それらの教科等に必要な機能を確保できる面積とすること、体育館につきましては、式典などの際に、全校児童が着席可能なアリーナやステージなどを整備することを記載しております。プールにつきましては、東部公園プールの利用を前提とすることを記載しております。

資料の2 2ページ、学校図書館におきましては、地域開放を想定していることや、ICT環境を整備することを、地域交流室では、地域交流における児童の発表や交流の場などに活用できる空間として整備することを期待しております。資料の2 3ページには、地域交流室の利用のイメージといたしまして、学校利用時と（仮称）十一小地区交流センター利用時、また、それぞれが交流するときのイメージを図として掲載しております。

次に、給食室・配膳室におきましては、非汚染作業区域と汚染区域のゾーニングや作業動線に配慮した諸室配置とすることを記し、2 4ページには、給食室内での動線やゾーニングの考え方を記したイメージ図を掲載しています。

資料の2 7ページをご覧ください。

外構の計画では、運動場の広さは、学校教育法に基づきました面積を確保するとともに、5 0 mの直線コースとトラックを設けられる広さとすること、校舎などの日影になる場合には、全天

候型舗装とすることを記載し、駐車場・駐輪場では、学校関係者や（仮称）十一小地区交流センター利用者のための駐車場・駐輪場を設けるということを記載しております。

資料の28ページをご覧ください。

ここではユニバーサルデザイン計画について示しておりまして、施設を、児童、教職員、保護者、地域住民などの多様な人々が利用しやすいように、わかりやすく、安全で、利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点を考慮した設計とすることや、配置計画や平面計画などの各種計画時におけるユニバーサルデザインの視点を、配慮事項として整理し記載しております。

資料の31ページには、環境配慮計画について整理しております。

環境配慮計画では、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、自然素材やリサイクル建材などのエコマテリアルの採用により環境負荷の低減に配慮すること、目標省エネルギー性能を、一次エネルギー消費量の40%を削減するZEB Oriented相当とすることを記載しております。

資料の33ページをご覧くださいと、防災計画について記載しておりまして、防災計画では、小学校部分は、災害対策基準上の指定避難所に位置付け、一次避難所とし、（仮称）十一小地区交流センター部分も同様に、災害対策基本法上の指定避難所に位置付け、福祉避難所とすることを記載しております。また、福祉避難所となります（仮称）十一小地区交流センターは、その用途を考慮し1階に配置することや、施設全体の耐震性能は、避難所となることを考慮して、一般の施設に比べて1.25倍の性能を確保すること、また、自家発電設備による非常用電源や災害用の水利、マンホールトイレなどを整備することを記載しております。

資料35ページの色彩計画では、施設外部の基調色は、街並みなどの周辺環境と調和を保てる落ち着いた色のある色彩とすることや、基調色以外の補助色につきましては、基調色と色相を合わせた色とすることなどを記載しています。

施設内部の色彩は、子どもたちにとって快適で安心感がもてる学習環境となるよう、明るく温かみのある色や落ち着いた色を中心に使用することを記載しております。

緑化計画では、「東京における自然の保護と回復に関する条例」による、緑化面積を確保すること、配慮事項といたしまして、既存の樹木、記念樹は可能な限り生かすことなどを記載しております。

資料の37ページには、施設整備の際に適用されます法令や指針のリストを掲載しております。

資料の40ページをご覧ください。

第4章の各種計画の評価と選定では、敷地の方位や建物の形状などにより複数の案が想定される、施設の配置計画や平面計画につきまして、それぞれの評価の視点を整理し記載しております。評価にあたりましては、文部科学省の「学校施設整備指針」に示されました留意事項を踏まえて、学校施設を整備・活用していく上で重要となります、安全性や快適性などの8分野を評価軸とすることを記載しています。

また、評価の対象を配置計画及び平面計画とし、それぞれにつきまして、施設を、敷地の4方位に配置した案を記し、方位案ごとに、安全性や快適性などの評価項目により評価した場合の結



果を一覧表として42ページから43ページにかけ、記載しております。

44ページには、仮設校舎整備の考え方を示してありまして、今後の学校を更新する際の仮設校舎の必要性についての考え方や、仮設校舎整備の判断基準や評価結果について記載しております。仮設校舎整備の評価では、南側配置案についての評価結果を記載し、教育活動に必要な機能や環境、周辺環境への影響などが保てるために、小平第十一小学校につきましては、仮設校舎の整備が不要となることを記載しております。

46ページの配置案の選定では、各種計画の評価結果と仮設校舎整備の判断結果から、仮設校舎を整備せずに、敷地南側に校舎を配置する案を選定することを記載しております。

資料の47ページをご覧ください。

第5章の計画の具体例では、選定いたしました南側校舎案の配置計画や平面計画などのイメージ図を50ページにかけ、記載しております。

資料の51ページの第6章の学校づくりの実現に向けてでは、事業のコストといたしまして、学校施設の整備には、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金などの活用を検討することや、学童クラブの整備は、子ども・子育て支援整備交付金などの活用を検討することを、また、財源負担の平準化の観点から、市債を借り入れることなどを記載しております。

具体的な整備費用につきましては、東京都の標準建物予算単価資料や一般財団法人建設物価調査会の統計データを参考として試算し、学校と（仮称）十一小地区交流センター、学童クラブの複合化施設の整備に係る1㎡当たりの単価を60万円と試算し、設計、工事監理、既存施設の解体費用を約11億円とし、想定規模を延床面積9,000㎡から10,000㎡とした場合では、合計で約65億円から71億円となり、適正な事業費規模を念頭に、本試算額を整備費用の目安とすることを記載しております。

今後のスケジュールにつきましては、基本設計、実施設計などの設計を令和6年度から令和8年度までの3年間、外構整備を含めました工事期間を令和9年度から令和14年度までの6年間とし、新施設の供用開始は令和12年度以降からとしております。

## ○青木教育長

次に、（4）（仮称）小平第十三小学校等複合施設の整備に関する基本計画素案について、説明をお願いいたします。

## ○白倉教育部長

事務局報告事項（4）（仮称）小平第十三小学校等複合施設の整備に関する基本計画素案についてを報告いたします。

資料No.4-1、4-2をご覧ください。

小平第十三小学校は、校舎等の老朽化が進み、目標耐用年数が到来することから、令和2年度に、更新等の適否の判断を行い、更新をすることといたしました。

新しい、（仮称）小平第十三小学校等複合施設の更新については、教育活動の充実や教育環境

の向上を図るとともに、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成を図ることを目的としております。

このたび、（仮称）小平第十三小学校等複合施設の基本計画素案を作成しましたので、ご報告するものでございます。

なお、本素案につきましては、令和6年1月4日から2月2日までの間、パブリックコメント手続を実施するとともに、令和6年1月10日及び同月21日に市民説明会を開催し、市民の皆様から寄せられたご意見等を踏まえ、年度内に計画を策定する予定でございます。

詳細につきましては、後藤施設更新担当課長から説明させます。

## ○後藤施設更新担当課長

それでは、資料No.4-2をご覧くださいと思います。

まず、目次でございますが、基本計画素案につきましては、3章構成となっております、第1章では、基本計画策定の背景や目的、第2章は、小平第十三小学校も含めました、今後の小学校の更新に関する共通事項をまとめました共通編として、整備のコンセプトや整備の方針、施設の整備水準、設計の方針などについて記載をしています。第3章につきましては、個別編といたしまして、第2章の共通編の考え方に、小平第十三小学校の計画敷地の状況や児童数などの固有の条件を反映し、具体的な、配置や平面計画、事業手法や事業コスト、事業スケジュールなどを記載しております。

資料の1ページをご覧ください。

第1章、基本計画策定の背景や目的は、基本計画策定の経緯といたしまして、小平第十三小学校の更新の判断や複合施設とすることの目的を記載しております。

2の上位・関連計画の位置付けでは、学校教育に係る動向といたしまして、国や東京都、小平市の取組を記載しております。

資料の6ページをご覧ください。

第2章の共通編では、（仮称）小平第十三小学校等複合施設及び今後の小学校の更新に関する共通事項について、整理したものとなっております。

整備のコンセプトや整備の方針につきましては、令和3年度に策定いたしました小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画と同様のものとなっております、整備のコンセプトは、「子どもたちが快適に学び、また多世代がつながり高め合う地域の拠点となる学校をめざして」としています。

整備の方針につきましては、小学校が、①多様な学習活動に柔軟に対応できる学習環境の整備、②安全・安心で快適な学校空間の整備、③地域を愛し、地域に愛される開かれた学校づくり。

（仮称）地区交流センターが、①新たな活動を生み出す地域コミュニティの拠点、②様々な人々が活動しやすい施設づくり、③人々の「地域のために」という想いを大切に、地域貢献や地域還元に役立つ施設づくり。

学童クラブが、①将来的な児童数に応じた学童クラブの設置、②子どもが安心して過ごし、

様々な交流が図られる施設づくりとしております。

8ページの施設の整備水準や13ページの設計方針から43ページの各種計画の評価につきましては、先ほど説明いたしました小平第十一小学校の基本設計方針と同様の内容となっているために、説明は割愛いたします。

なお、小平第十三小学校のプールにつきましては、自校にプールを設置する他に、民間プールの活用や複数校での共同使用などにつきまして、別途検討することを記載しております。

資料の46ページをご覧ください。

第3章個別編では、1の計画敷地の現状といたしまして、敷地面積などの概要を記載し、48ページの複合化する施設の現状では、小平第十三小学校や（仮称）十三小地区交流センター、十三小学童クラブの概要を記載しております。

資料の49ページの施設の規模では、小平第十三小学校の児童数の推移と今後の児童数の推計について記載し、児童数のピークとなる年を令和17年の450人と推計し、その推計値から、計画する学級数を16学級としております。

資料の51ページをご覧ください。

配置計画及び平面計画の評価と選定では、第2章共通編に示しました、評価の考え方にに基づき、施設を、敷地の北側、南側、東側の3方位に配置した案を記載し、各方位案を安全性や快適性などの評価項目により評価した場合の結果を一覧表として53ページから55ページにかけ記載しております。

55ページの仮設校舎整備の判断では、南側校舎案につきましては、運動場が校舎の南側と北側に分かれて配置され、運動場の運用面や安全管理の面から、教育活動に必要な機能や環境を確保することが困難となり、そのために仮設校舎の整備が必要となることを記載しています。

東側校舎につきましては、今後の開発の影響を考慮した最新の児童推計や、オープンスペースなどの諸室整備の考え方を精査した後に、仮設校舎の要否につきまして改めて判断する必要があることを記載しております。

56ページの配置計画の選定では、配置計画、平面計画のそれぞれにつきまして、安全性や快適性などの8分野を評価軸として評価した結果と仮設校舎整備の判断結果から、北側校舎案と東側校舎案の2案を選定すること、また、今後の詳細設計の中で東側校舎案の再評価を行い、仮設校舎が不要との結果に至った場合には、東側校舎案を選定することを記載しております。

57ページをご覧ください。

(3)の各種イメージ図では、配置を北側校舎とした場合と東側校舎にした場合の配置図と平面図、断面図を63ページにかけ記載しております。

資料の66ページをご覧ください。

5のプールの整備では、小平第十三小学校のプールについて、近隣の中学校に拠点となるプールを整備し、複数校で共同使用する形態についてこれまで検討してきた結果、近隣の中学校の更新時期まで20年程度期間があることから、自校へプールを設置すること及び、民間プールや市民総合体育館のプールの活用の3案について今後、検討をすることを記載しております。

6の校庭の整備につきましては、天然芝の敷設及び管理用のスプリンクラーを設置することを記載しています。

7の学校づくりの実現に向けてでは、事業の手法や運営の手法などについて記載しておりまして、事業手法の方針として、PFI方式は、給食センターやスポーツ施設など、事業者が施設の運営に直接携わり、その運営に関するノウハウを設計に活かすことが期待でき、あわせて一定の収益性を見込むことができる用途の施設に対しては有効な手法となりますが、学校の運営主体は市であり、PFI方式に期待される施設の整備と運営の一体性による民間ノウハウ活用は、給食センターやスポーツ施設などに比べ限定的なものになること。

また、併せて、(仮称)小平第十三小学校複合施設は、小平第十一小学校複合施設と同様に、小学校に(仮称)地区交流センターを複合化する初の取組であり、最初のモデルケースとしては、市の意思が主となって事業を直接進行管理できる従来型市施行により、本複合施設の整備・運営の望ましいあり方を整理しながら、実績を積むこととし、将来的には同様の取組においてPFI手法等の活用も検討していくことといたします。

なお、従来型市施行の中で、民間事業者の技術力や創意工夫を活用する手法といたしまして、設計業務では、「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」における国からの技術的な助言を踏まえまして、プロポーザル方式を導入することを、また、建設工事の契約時には、ライフサイクルコストの縮減やサービス水準の向上に資する提案を求めるVE方式の採用を検討していくことといたします。

67ページをご覧ください。

運営の手法では、学校については、学校の設置は、学校教育法第2条により、国や地方公共団体、学校法人のみが行うことができ、学校の運営に関しましては、学校教育法第5条により、設置者管理主義の原則が示されていることから、市直営での運営といたします。

(仮称)地区交流センターにつきましては、地域コミュニティの醸成に資する既存の活動や公民館事業企画委員会などの現在の取組を活かしながら、地域における活動の維持や新たな連携を広げるための支援などを推進することが合理的であると考えられるために、当面の間、市直営により行うこととし、将来的には、市内の(仮称)地区交流センターの設置数が増加し、センターにおける取組が継続的・安定的となる時期などを捉え、必要に応じて、指定管理者制度の導入など民間との連携や地域資源の活用を検討いたします。

資料の68ページをご覧ください。

事業のコストにつきましては、複合施設の整備費用を、1㎡当たり60万円と試算しております。また、設計、工事監理、既存施設の解体費用として、約11億円、仮設校舎整備に要する費用として、約20億円が必要となります。想定規模を8,000㎡から9,000㎡とした場合の整備費用は、約79億から85億円になりまして、適正な事業費規模を念頭に、本試算額を整備費用の目安とすることを記載しています。

コスト縮減の考え方では、補助金の有効活用を図ることや、建築・設備の維持管理・更新の簡便化に配慮した材料、納まり、空間を考慮すること、建物運用中であっても容易に保守・点検可

能な設計とすること、LED照明や自動水栓の導入によりますランニングコストの削減。建物の高断熱化や太陽光、雨水利用等を検討し、消費エネルギーの削減を図ることやライフサイクルコストを含めた長期修繕計画、建物保全データを作成し、長寿命化の検討を行うことを記載しております。

(4) の通学区域内にある地域コミュニティ施設の跡活用では、小川西町地域センターは、(仮称)十三小地区交流センターの供用開始後に地域センター機能は廃止し、目標耐用年数到来を迎える他の公共施設の機能の移転先としての活用や、民間への貸付・売却について検討し、検討を経た上で有効な活用の見込みがない場合には、施設を解体し、跡地は売却を行い、今後、更新を迎える公共施設の整備費等に充てることを記載しております。小川西町中宿地域センターは、都営住宅との合築施設であり、東京都から行政財産の使用許可を受けて使用していることから、(仮称)十三小地区交流センターの供用開始後には地域センターとしての使用許可申請を終了いたします。その後の施設の取扱いについては、土地建物所有者であります東京都の意向を踏まえて調整を行い、目標耐用年数到来を迎える他の公共施設の機能移転を前提に、改めて東京都へ使用許可申請を行うかを検討いたします。

今後のスケジュールでは、仮設校舎整備の必要性について、東側校舎案の再評価を行う必要があることから、基本設計、実施設計などの設計を、通常的设计期間に1年を加えた、令和6年度から令和9年度までの4年間とし、仮設校舎を必要とした場合の工事期間は、解体や外構工事などを含め令和8年度から令和15年度までの8年間、仮設校舎を不要とした場合の工事期間は解体や外構整備などを含め、令和10年度から令和15年度までの6年間、新施設の供用開始は、いずれの場合も、令和13年度以降からとしております。

工事期間中の対応では、工事期間中におきましても、安全で安定的な教育環境を確保する基本的な考え方に基つきまして、小学校の運動場用地が不足する場合には、小川西町五丁目小川西グラウンドの活用を検討することを記載しています。また、プールにつきましても、民間施設の活用の検討を記載しております。体育館については、代替場所の確保が困難となることから、できる限り学校運営に影響が出ない配置や工期、工事工程を検討いたします。

## ○青木教育長

次に、(5) 令和5年度小平市立学校に関する更新等の案について、説明をお願いいたします。

## ○白倉教育部長

事務局報告事項(5) 令和5年度小平市立学校に関する更新等の案についてを報告いたします。資料No.5-1、5-2をご覧ください。

市では、公共施設マネジメント推進計画に基づき、目標耐用年数を迎える施設について、人口推計や施設の老朽化の状況などを踏まえて、基本的な検討手順に沿って、毎年度、更新等の適否の判断を行うこととしております。

本年度の対象となる学校施設は、小平第一小学校校舎及び体育館、小平第五小学校体育館、小

平第五中学校校舎及び体育館、小平第六中学校校舎及び体育館でございます。

このたび、対象施設における更新の適否の案がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

なお、本案につきましては、12月27日に開催予定の有識者や公募市民で構成される公共施設マネジメント推進委員会での意見を踏まえ、令和6年2月に本案を確定し、市ホームページ等で公表する予定でございます。

詳細につきましては、後藤施設更新担当課長から説明させます。

## ○後藤施設更新担当課長

それでは、資料No.5-1の2、更新等の適否の判断を行う学校について説明いたします。

判断校につきましては、記載のとおり、小学校2校と中学校2校でございます。

続いて、検討の期間につきましては、令和4年4月から令和6年3月までとしております。

判断の視点につきましては、(1)児童・生徒数が減少する時期、(2)校舎等の目標耐用年数及び劣化診断の結果、(3)将来的な統合の可能性、(4)更新施設の時期的集中の状況の4つを視点としております。

続いて、判断の結果につきましては、更新等を行うとした学校は、小平第六中学校の校舎及び体育館、更新等を行わないとした学校は、小平第一小学校の校舎及び体育館、小平第五小学校体育館、小平第五中学校校舎及び体育館でございます。

続いて、資料No.の5-2、13ページの下段をご覧ください。まず、小平第六中学校について説明いたします。

小平第六中学校につきましては、①生徒数の推移をご覧くださいますと、小平第六中学校の生徒数は、開校当時は338人、1984年度には956人まで増加いたしました。1996年度には527人まで減少し、その後は、微増傾向となり、2023年度には、626人となっております。

資料の14ページの②建物の状況でございますが、令和4年度に実施いたしました劣化診断調査の結果、鉄筋に顕著な腐食が見られないために、現状では安全を脅かすような状態ではありませんが、更新などを考える時期に来ていることがうかがわれます。校舎の目標耐用年数は60年から80年以上、体育館は70年程度と推定されます。

続いて、③更新等の適否の判断でございます。小平第六中学校の生徒数の見通しは、短期的には増加し、10年から15年後には減少する見込みとなっております。

劣化診断の結果、耐震補強工事により安全性は確保されているものの、校舎については、新耐震基準である南校舎Ⅲ期を除きまして、コンクリート圧縮強度が一般的に長寿命化は適さないと判定される13.5ニュートンを下回る数値となっていることから、建替えの対象として検討する必要がございます。

また、将来的な他の中学校との統合の可能性は、「小平市公共施設マネジメント推進計画」において示されておられません。

以上を踏まえまして、小平第六中学校は、生徒数の減少が10年から15年後と見込まれますが、劣化診断の結果によりまして、多くの校舎が長寿命化に適さない状況であることから、「更新等を行う」ものとしたします。

続いて、更新等を行わないとした学校のうち、小平第一小学校校舎及び体育館について説明いたします。

資料№.5-2の9ページ下段、児童数の推移をご覧ください。

小平第一小学校の児童数は、1955年度に1,688人まで増加いたしましたが、1956年度に小平第四小学校、1960年度に小平第六小学校、1968年度に小平第十二小学校が、それぞれ分校として開校したこともあり、1970年度に876人となりました。

その後、1979年度に1,061人を記録した後、概ね減少傾向でしたが、2018年度以降は増加傾向となり、2023度は503人となっております。

資料の10ページ、③建物の状況では、令和3年度に実施いたしました、劣化診断調査の結果、目標耐用年数は80年以上と推定されております。

更新等の適否の判断では、小平第一小学校の児童数の見通しは、短期的には増加するものの、数年後には減少する見込みとなっていること、また、劣化診断の結果は、校舎・体育館ともに健全な状態を保っていること、将来的な統合の可能性については、「小平市公共施設マネジメント推進計画」において、示されていないこと。

以上を踏まえまして、小平第一小学校は、「更新等を行わない」ものとしたします。

今後は、教育環境の水準を保ちながら、当面の間は機能を維持し、校舎の目標耐用年数の推定を踏まえて、目標耐用年数到来の2030年からおおむね20年程度継続して使用することとしたします。それまでの間は、安全に使用するために適切な時期に防水や外壁などの改修を検討いたします。

続いて、小平第五小学校体育館の説明をいたします。

11ページの上段、①児童数の推移をご覧ください。

小平第五小学校の児童数は、開校当時は515人で、1963年度に1,367人まで増加いたしましたが、同年に小平第八小学校が、1967年度に小平第十一小学校、1973年度に花小金井小学校が開校したこともあり、2001年度には319人まで減少しました。その後、増加に転じ、2023年度には728人となっております。

資料の下段、③建物の状況でございますが、劣化診断調査の結果、目標耐用年数が80年以上と推定されております。

12ページの④更新等の適否の判断では、児童数の見通しは、短期的には増加し、10年から15年後には減少する見込みとなっていること、令和3年度に実施した劣化診断の結果は、校舎、体育館ともに健全な状態を保っていること、将来的な統合の可能性は、「小平市公共施設マネジメント推進計画」において、示されていないこと。

以上を踏まえまして、小平第五小学校の体育館は、「更新等を行わない」ものとしたします。

今後は、教育環境の水準を保ちながら、当面の間は機能を維持し、体育館の目標耐用年数の推

定を踏まえ、目標耐用年数到来年の2029年からおおむね20年程度継続して使用することを基本といたしますが、将来的な校舎に関する更新等の適否の判断状況に応じまして、体育館の対応もあわせて検討いたします。それまでの間は、安全に使用するため適切な時期に、防水や外壁などの改修を検討いたします。

続いて、小平第五中学校校舎及び体育館についてでございます。

同ページ下段の生徒数の推移をご覧ください。

小平第五中学校の生徒数は、開校当時は313人で、1982年度には1,039人まで増加しましたが、1999年度には501人まで減少し、その後は微増傾向となり、2023度には593人となっております。

次ページの上段、②建物の状況でございますが、令和4年度に行った、劣化診断調査の結果、目標耐用年数は80年以上と推定されております。

③更新等の適否の判断では、小平第五中学校の生徒数の見通しは、短期的には増加し、10年から15年後には減少する見込みとなっていること、劣化診断の結果は、校舎・体育館ともに、健全な状態を保っていること、将来的な統合の可能性は、「小平市公共施設マネジメント推進計画」において、示されていないこと。

以上を踏まえまして、小平第五中学校の校舎及び体育館につきましては、「更新等を行わない」ものといたします。

今後は、教育環境の水準を保ちながら、当面の間は機能を維持して、校舎の目標耐用年数の推定を踏まえ、目標耐用年数到来年の2030年からおおむね20年程度継続して使用することといたします。小平第五中学校につきましては、他の中学校との統合や公共施設との複合化を想定していないために、将来的には、その時点での生徒数に応じた規模での単独更新を検討いたします。それまでの間は、安全に使用するために適切な時期に、防水や外壁などの改修を検討いたします。

## ○青木教育長

次に、(6)大規模開発に伴う小平第六小学校通学区域の児童数の増加対応について、説明をお願いいたします。

## ○白倉教育部長

事務局報告事項(6)大規模開発に伴う小平第六小学校通学区域の児童数の増加対応についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

本件は、小平第六小学校及び、小平第二中学校の通学区域内において、大規模開発に伴い、児童・生徒数の増加が見込まれることから、良好な教育環境を確保するために、令和8年1月から令和14年1月にかけて、小平第六小学校の通学区域のうち、西武国分寺線より西側の地域について通学区域の変更などを行うものでございます。



詳細につきましては、飯島学務課長から説明させます。

## ○飯島学務課長

それでは、ご説明いたします。資料をご覧ください。

1、小平第六小学校通学区域内での大規模開発についてでございますが、小平第六小学校及び小平第二中学校の通学区域におきましては、表にありますとおり、小川駅西口再開発事業地域、ブリヂストン第三工場跡地及び小川住宅の建て替えが予定されております。最短で令和8年度から入居開始となる合計1,422戸の開発が計画されており、急激な児童・生徒数の増加が見込まれております。

次に、2、小平第六小学校児童数増加への対応についてでございます。

現在、小平第六小学校は、保有する普通教室数は21教室であり、令和5年度の学級数は19学級で、転用可能教室は2教室でございます。何も対策を行わない場合、令和17年度には32学級となる可能性があり、多くの教室が不足することが想定されることから、この後ご説明いたします内容の対応をまいります。

(1) 小川駅西口再開発事業地域の通学区域の変更でございます。本地域は、最短で令和8年度から入居開始となることから、入居開始前の令和8年1月から、指定学校を現在の小平第六小学校から小平第十三小学校へ変更いたします。本地域については、新たに建設される住宅であり、現在、住民がいないことから、通学区域変更による影響はございません。

(2) 小川西町三丁目及び四丁目の小平第六小学校通学区域の変更等でございます。こちらにつきましては、別紙の地図の丸番号と合わせてご覧ください。

①小川西町三丁目10番から29番、四丁目につきましては、令和8年1月から指定学校を現在の小平第六小学校から小平第十三小学校へ変更いたします。ただし、既に出生している未就学児が小平第六小学校へ入学できないことを避けるため、令和8年1月から令和13年12月末までの6年間、小平第六小学校との調整区域を設定いたします。

裏面にまいりまして、②小川西町三丁目8番14から23、9番につきましては、①と合わせ、令和8年1月から、指定学校を現在の小平第六小学校から小平第十三小学校へ変更するとともに、令和8年1月から令和13年12月末までの6年間、小平第六小学校との調整区域を設定いたします。

③小川西町三丁目8番1から12、24から40につきましては、現在、本地域に設定している小平第六小学校との調整区域を、①及び②の変更に合わせて、令和13年12月末で解除いたします。

これまでの説明のうち、変更時期が1月となっておりますのは、新入学の児童の入学通知書は1月中旬に送付し、その入学通知書に指定学校を記載する必要があることから、1月から指定学校及び調整区域を変更するものでございます。

なお、これらの通学区域変更の対象となる児童は、今後、入学する児童であり、既に在学している児童への影響はございません。

次に、(3)小平第六小学校の増築についてでございます。

これまでご説明いたしました(1)及び(2)の通学区域の見直しを行った場合においても、小平第六小学校の普通教室数は不足することが見込まれるため、小平第六小学校の増築を行います。増築棟の位置及び教室数につきましては、学級数の動向により、今後、検討してまいります。

(4)経過措置でございますが、令和14年1月以降においても、小川西町三丁目及び四丁目に居住し、小学校入学時に兄や姉等が小平第六小学校に在籍している場合は、小平第六小学校へ指定学校の変更ができるように対応いたします。

次に、3、小平第二中学校生徒数増加への対応についてでございます。

小平第二中学校につきましては、教室数が不足する時期が令和23年頃となりますので、今後の学級数や生徒数の動向によって、対応を検討してまいります。

4、その他でございます。今後、小平市立学校通学区域に関する規則の一部改正を行う予定でございます。

なお、記載はございませんが、市民の皆様へは、本年12月下旬に市ホームページでお知らせするとともに、来年度から説明会を実施する予定でございます。

#### ○青木教育長

次に、(7)「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」の変更について、説明をお願いいたします。

#### ○白倉教育部長

事務局報告事項(7)「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」の変更についてを報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

小学校の給食調理業務委託は、「小平市立小学校給食の基本方針」に基づき、平成24年9月から開始し、令和5年度までに14校で委託をしております。これまでの委託業務が良好に実施されていることから、令和3年度に、資料別紙の「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」により今後の計画として公表しましたが、その後の給食調理員の退職状況及び児童数の推移を鑑み、変更をいたします。

具体的には、現行の計画では、令和5年度に小平第三小学校及び小平第七小学校に委託を新規に開始し、令和6年度から令和8年度までの新規委託開始予定は「なし」としておりましたが、令和7年度に小平第八小学校を新規に委託いたします。

なお、周知方法につきましては、本内容を市報、ホームページ等により周知するとともに、小平第八小学校の保護者を対象に、委託開始の前年度である来年度に、説明会を実施する予定でございます。

### ○青木教育長

次に、(8) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

### ○白倉教育部長

事務局報告事項(8) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.8をご覧ください。

1は、マリンバ1台、電子ピアノ1台を匿名希望の方より、小平市立小平第五小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、金1万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

3は、金10万円を株式会社アイティープラス様より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

4は、クイックテント3張を小平第三中学校保教の会様より、小平市立小平第三中学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

### ○青木教育長

次に、(9) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

### ○白倉教育部長

事務局報告事項(9) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.9のとおりでございます。

詳細につきましては、竹中教育総務課長から説明させます。

### ○竹中教育総務課長

本日報告いたしますのは、4件でございます。うち3件が新規申請でございまして、受付番号59番、起立性調節障害を考える「今日も明日も負け犬。」上映会とトークセッションです。

「今日も明日も負け犬。」上映実行委員会が主催する事業です。事業内容は、12月22日に、小平元気村おがわ東多目的ホールにおいて、上映会と、保護者・当事者のトークセッションを行うというものです。経費の徴収はございません。

続きまして、受付番号60番、「夢見る小学校」上映会です。すべすべハートが主催する事業です。事業内容は、12月24日に、東大和市中央公民館において、上映会を行うというものです。入場料金として、前売り1,000円、当日券1,100円の徴収があります。子どもについては、入場料金が無料となります。

続きまして、受付番号61番ルネこだいら吹奏楽フェスティバルです。公益財団法人小平市文化振興財団が主催する事業です。事業内容は、3月23日から31日まで、ルネこだいら大ホー

ル及び中ホールにおいて、小平市内の中学校及び高等学校の吹奏楽部の演奏会を行うというものです。経費の徴収はございません。なお、こちらの事業につきましては、平成30年度までは例年承認していた事業でございますが、それ以降実施がなかったことから、今回、新規申請としてご報告させていただきました。

その他1件は、例年、承認しているものでございます。

#### ○青木教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。案件が多いのですが、一括でよろしいですか。

－「異議なし」の声あり－

#### ○青木教育長

では、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

#### ○吉本委員

(1) 市議会定例会、質問8、中江美和議員の(1)について、お聞きします。まずは、教育長をはじめ、部長の皆さん、市議会教育委員会を代表してご答弁いただきありがとうございます。

市議会の中で、小平町の不登校ゼロとおっしゃっていますが、その理由がもし何かあれば教えてください。小平町の人口は、私が調べた限りでは数千人で、子どもも数百人だと思いますが、ゼロというのは結構すごいと個人的に思いました。これから交流できればということだったので、小平町とこの件について、もし何かコミュニケーションを取っていたら、または、今後取るなら教えていただきたいと思います。

#### ○岡崎教育指導担当部長

小平町とのこの不登校による交流については、今、まだ研究の途中でございます。何かしらまとまりましたらご報告したいと考えます。

#### ○青木教育長

不登校ゼロについては何か情報を伺いましたか。

#### ○岡崎教育指導担当部長

まだ小平町の教育委員会の方などと具体的なお話は進めておりませんので、お伺いしておりません。

## ○青木教育長

他、いかがでしょうか。

## ○青木委員

(1) 市議会定例会についての意見と、(3)、(4)、(5)について質問をさせていただきます。

今回の市議会定例会の中で、大変たくさんICTを使った教育関連のことやGIGAスクール構想のことなどの質問をいただいています。今はどの学校も、1人1台の学習者用端末を取り入れた最初のときの様子からは大きく変わり、先生方もよく研究されて、どの授業でも必ずというほど1人1台のパソコンを使っていると思うのですが、質問の内容を見ると、私たちが学校訪問で見ているような状況が、保護者も含め、外部の方になかなか伝わっていないと感じました。学校の取組がかなり進んでいるということ、また、子どもが本当によく使っているということを、各校でホームページや学校公開の際の授業で保護者の方にどんどん見せていただくなど、しっかり使っていることを周知していただけるといいと強く感じました。

また、不登校のことなども多く取り上げられておりました。不登校の子どもだけでなく保護者のフォローなども必要だということでしたが、不登校と一言と言っても、本当に理由は様々で、やはり今後、不登校の子どもや保護者のフォローはとても必要だと思います。理解していく努力と、地域を含め、その居場所づくりや体制づくりが本当に大切なのだと感じております。各学校で本当にいろいろな取組をされていますが、こういう質問を見ると、学校でやっていることは、保護者や地域の方に伝わりづらいのだと感じます。周知していただき、地域の方、周りの方がいろいろな部分で学校に参加、協力していただけるような形をどんどんつくっていただけるといいと思いました。これは意見です。

(3)、(4)、(5)の小平第十一小学校や小平第十三小学校の整備と今後の方針について、重なっていますので、一緒に質問をさせていただきます。

小平第十一小学校は、学校の敷地内にプールを造らないということで進められていると思いますが、小平第十一小学校の流れと同じぐらいの時期で計画されている小平第十三小学校は、今後検討となっています。

プールについては、資料No.5-2、8ページに記載があったと思いますが、市営東部公園プールや萩山プールの今後の活用の方針として、具体的な日程などが書かれておりませんでした。学校敷地内にプールがない形で小平第十一小学校は進められていると思います。保護者の方は、この学校が出来上がった時点で、どこのプールを使うか大変心配だと思います。学校の建設の進み具合との兼ね合いで、プールの建設の進行状況について、今分かっていることがあれば教えてください。

また、小平第十三小学校については、小平第十一小学校と同じぐらいの進み具合なのにまだ検討中ということであると、やはりそれも心配事項になると思います。それも含めて現在の状況を教えてくださいたいと思います。

## ○青木教育長

小平第十一小学校、小平第十三小学校のプールについてお願いします。

## ○後藤施設更新担当課長

小平第十一小学校、小平第十三小学校のプールについてでございますが、まず小平第十一小学校につきましては、先ほどありましたように、東部公園プールが今後整備されてまいりますので、そのプールを使うことを前提に検討を進めております。東部公園プールにつきましては、令和7年度辺りから設計を始めるという情報を得ておまして、小平第十一小学校が供用開始となる12年度までには、公園のプールが整備されることを想定しながら進めているところでございます。

小平第十三小学校につきましては、検討の段階で、小平第二中学校が近くにごございましたので、まずそのプールを共有できるかどうかを検討してまいりましたが、小平第二中学校の更新の時期は、20年ほど先になるということで、かなり先延ばしになることが分かってまいりました。そのため、小平第十三小学校については、自校にプールを設置する方法が1つ。民間のプールを活用するという方法が1つ。もう1つは、市の市民総合体育館のプールの活用について、今後検討していくということで、これは来年度以降の設計の中で配置の精査と合わせて検討を進めてまいりますので、その段階で決定していきたいと考えております。

地域の方々への周知につきましては、小平第十一小学校、小平第十三小学校の説明会を今後予定しております。年明け11日に小平第十三小学校、10日に小平第十一小学校、21日に、午前、午後で小平第十一小学校と小平第十三小学校という形で、それぞれ2回ずつ行ってまいります。プールの今後の検討につきましても、その中で触れていきたいと考えています。

## ○青木教育長

他、いかがでしょうか。

## ○望月委員

幾つか質問させてください。

まず、資料No.2について、学級閉鎖もそうですが、かなり欠席者が増えている状況と見ていました。

感染症として1つのくくりになっていますが、実際にはインフルエンザであったり、違うものであったりすると思います。その辺の状況に関して、もし分かっていることがあれば教えてください。また、この件に関して、学校に出されている通達などがあれば、それも合わせて教えていただきたいと思います。こちらがまず1点です。

続きまして、資料No.3、資料No.4について、コンクリートの耐用年数の話があり、しばらくの間は大丈夫ということではありましたが、他の学校の耐用年数などについては、ある程度お調べになっているのか伺います。

同じ時期に劣化が起きたときに、まとまった予算が取れるのかどうか。結構大変な話ではないかと思いましたが、どの程度大丈夫なのか伺いたいと思います。20年ほど大丈夫という話がありましたので、他の学校のことも調べて、今回は小平第六中学校の校舎及び体育館のみの更新で大丈夫という判断で良いのか伺います。

小平第十三小学校について、資料No.4-2で私が見落とししていたら申し訳ないのですが、No.3は、人工芝、天然芝といった話があったかと思いますが、小平第十三小学校でも同じように導入されるという認識でよろしいのか、念のため確認をさせていただきます。

#### ○青木教育長

天然芝ですか。

#### ○望月委員

失礼しました。天然芝が入るかどうかを確認させていただきます。

もう1点あります。資料No.9について、62番は今回初めての承認ではないということだったのですが、どんなものなのかが全く分からなかったので、内容について説明をいただきたいと思っています。

#### ○青木教育長

確認ですが、耐用年数を調べるのかというのは、ここに示されている小平第五中学校や小平第五小学校以外にということですか。

#### ○望月委員

そうです。そういったことを調べているのか、念のため伺いたいと思います。

#### ○青木教育長

まず感染症についてお願いします。

#### ○飯島学務課長

学級閉鎖に関しましては、やはり現時点ではほとんどがインフルエンザでございます。発熱という形で欠席される児童・生徒もいますので、そういった児童・生徒が結果的にインフルエンザではない場合もあるかもしれませんが、分かっている範囲ではほとんどがインフルエンザということになっております。

また、通達等ですけれども、東京都から注意喚起の文書が通知されますので、教育委員会事務局内で決裁をした後に、全小・中学校に注意をするように文書を出しております。

## ○青木教育長

耐用年数についてと小平第十三小学校の芝についてお願いします。

## ○後藤施設更新担当課長

施設の耐用年数についてでございますけども、小平市の学校の構造を見ていきますと、主に鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造ということで、コンクリートを主体にした構造形式が主なものとなっております。コンクリートを主体とした構造形式ですと、建築物の目標耐用年数は約60年と示されておまして、どこまで延命化できるかといった劣化診断に関しましては、目標耐用年数を迎える10年ほど前のところで劣化診断を行っています。

これまで劣化診断をした実績といたしますと、令和4年度に関しましては、小平第九小学校と小平第十四小学校、小平第十五小学校について行っておまして、このうち更新しないとした学校につきましては、小平第九小学校、更新するというような判定をしたのが、小平第十四小学校、小平第十五小学校の2校につきまして、令和4年度に判定をさせていただいております。

また、その他に、更新をすると判断した学校と更新をしないと判断をした学校というのが幾つかございまして、紹介させていただきますと、まず更新を行うという判定をしたものが、先ほど基本設計方針を示しました小平第十一小学校、小平十三小学校、小平第十四小学校、小平第十五小学校の4校、更新をしないと判定していたものが、小平第八小学校の校舎及び体育館、小平第九小学校の校舎及び体育館、小平第十二小学校の校舎及び体育館、小平第一中学校の校舎、小平第二中学校の校舎及び体育館、小平第三中学校の校舎及び体育館、小平第四中学校の校舎及び体育館、この7案件でございます。

さらに、今後更新等の適否の判断を予定している学校ということで、来年度につきましては、小平第二小学校の校舎及び体育館、小平第四小学校の校舎及び体育館、小平第七小学校の体育館。7年度、8年度、9年度、11年度、12年度、13年度、14年度以降ということで、先ほど示しました目標耐用年数を迎える前に、同じような劣化診断の予定を組んでおります。

## ○青木教育長

小平第十三小学校の芝についてもお願いします。

## ○後藤施設更新担当課長

芝についてでございますが、天然芝を敷設いたしますのは、小平第十三小学校のみです。小平第十一小学校につきましては、校舎を南側に配置することを今想定しておまして、校舎を南側に配置した場合に、校庭への影の影響ですとか、雪、雨の水はけの問題もございまして、そういった部分に関しましては、現在の通常のダスト舗装ではなく、全天候型の舗装ということで、勾配を取ることで水がはけ、冬の積雪時の雪の処理もプラスチックのスコップでできるような形の舗装ということ、今、考えております。



### ○三町教育長職務代理者

今お話のあった小平第十一小学校の校舎を南側で考えていることと、校庭の問題について質問です。この案では4つ出していましたが、そのうちのどれかということは、いつ頃方向性として出るのですか。日陰の部分が気になるのですが、そこだけ曖昧になっているので教えてください。

### ○後藤施設更新担当課長

外構の具体的な仕様は、校舎の配置が決定するのとあわせて決定する形になろうかと思います。南側の校舎という形が選定された場合には、今回想定しております全天候型の舗装ということで、その他の配置になった場合は、従来の学校と同様の舗装整備の可能性もあるということで、4案は残しておりますが、具体的な設置に関しましては、校舎の配置と日陰の状況とそのときの校庭の状況を踏まえて、具体的な舗装の仕様について決定していくということでございますので、令和6年度の基本設計の中で具体的なものを示していくこととなるかと思います。

補足いたしますと、現在のところ、小平第十一小学校につきましては、校舎の配置については南側に設定しておりますので、全天候型の舗装で進めていくというふうに考えています。

### ○三町教育長職務代理者

27ページにクレイ系舗装、ゴムチップ舗装、人工芝、天然芝と4種類の舗装案が挙げられていますが、その全天候型というのはどれなのか。全天候型というのは一体どういうことか教えてください。

### ○後藤施設更新担当課長

(ア) (イ) (ウ) (エ) の4つの舗装の中の全天候型舗装というものに関しましては、(イ) のゴムチップ舗装を全天候型舗装ということで考えておりまして、その他のものについては全天候型舗装ではございません。

### ○青木教育長

後援名義について。

### ○竹中教育総務課長

川崎平右衛門フェスタ2023 in 西東京市でございますけれども、川崎平右衛門という江戸時代に武蔵野新田開発に尽力された方を顕彰する会議ということで、関わりのある市で順に行っており、2022年度につきましては武蔵野市、2021年度についてはルネこだいらで行っている事業でございます。

### ○青木教育長

それでは、他に。

### ○三町教育長職務代理者

市議会関係、小平第十一小学校と小平第十三小学校の手續に関する事、給食調理業務委託についてお聞きします。

市議会ですが、質問内容3の市議会公明党の橋本議員からの質問で、不登校を中心にお話されているようですが、(5)で、この度の総合経済対策では、教育DX推進の中に不登校対策を位置付けております、とあり、その後、急に先進事例でSTEAM教育というのが出ていますが、議員さんがどのように考えてこういう質問されているのかよく分かりません。私としては、義務教育におけるSTEAM教育というのは気になるものですから、(5)の質問の意図を分かる範囲で教えてもらいたいと思います。

次に、小平第十一小学校、小平第十三小学校の手續の流れですが、まず名称として、小平第十一小学校等複合施設には仮称はなく、小平第十三小学校には、(仮称)がついている。違う理由が分からないのが1点目。

2点目は、段取りとしての流れですが、小平第十一小学校については、方針案を市民に2回説明し、その後、教育委員会に報告するとなっている。市民に説明した後、事務局でまとめるということでしょうか、この決定がいつなのか分かりません。報告ですので、専決なのか、どこかで決めているのでしょうか、決定の流れはどうなっているのか。一方、小平第十三小学校では、市民への説明があった後に、生活文教委員会に事務報告し、その後、我々に報告し、幹事長会議で報告して、計画を公表するという流れになっています。一体、これをどう捉えればいいのか。意思決定はどこでされていて、我々にどう報告されるか見えません。

3点目は、どちらもそうですが、この案が最適だと評価されていますが、その評価は誰がしたのか。素人でもそうかなとは思いますが、誰がどんな専門の視点で評価したのかという評価根拠というか、その評価が適正なのかどうかが見えません。

次に、給食については、退職不補充ということでだんだんと変えていくという方針は理解しています。その中で、今度は小平第八小学校ということで、退職状況と児童数の推移を鑑みてとありますが、小平第八小学校の退職状況と児童数をどのように理解すればいいのか。子どもが増えたから小平第八小学校にするのか、減ったからなのか。小平第八小学校にいる給食調理員を移して、ここを意図的に委託するのか。そういう方向性が見えないので、説明いただきたいと思えます。

### ○青木教育長

まず、一般質問の橋本議員のSTEAM教育のつながりについてお答えをお願いします。

### ○松田指導主事

橋本孝二議員からの質問、STEAM教育でございますが、議員からこの先進事例として、兵庫県加西市の事例について紹介いただきました。加西市の先進事例を基に、探求プロセスを意識した学習活動を推進していくことが不登校の未然防止につながるというお話でした。

### ○三町教育長職務代理者

不登校については触れていますが、教育委員会としての評価はされていないので、どのような感じで答弁したのか分からず、お伺いしました。魅力ある学校であることが基本であるという教育観念であって、あくまでもそういう居場所がある学校環境をつくる中で、不登校をできるだけ減らすということであればいいのです。STEAM教育に全く触れていないのでどういう立場なのかと疑問だったのですが、意図的に触れていないのだなと理解しました。

また、STEAM教育の基本的な概念は、高校以降だと私は思っています。一時期、小学校でのプログラミング教育と関連付けて、民間の教育施設がこういうことをやりますという話もありましたが、この概念はあくまでも高校の年代から、いわゆる文系、理系ではないものの見方での力を付けなければいけないということで、5、6年前から出てきたものですので、あまり強く小学校から言ってほしくありません。総合的な学習の時間といった形での教育は大いに進めていいと思いますが、こういうキーワードを取り上げて扱うことは、ぜひとも避けてほしいところです。私個人の考えですが、これは強く言うておきたいと思いました。

### ○青木教育長

それでは、施設の更新について、お願いします。

### ○後藤施設更新担当課長

まず、仮称が小平第十一学校にはなく、小平第十三小学校に入っている件でございますけども、小平第十一小学校につきましては、令和3年度に小平第十一小学校の整備に関する基本計画を策定しておりまして、その計画が策定されたということで、その時点で仮称を取っております。小平第十三小学校につきましては、ここで初めて基本計画をつくりますので、仮称という言葉をつけている、そういった使い分けを現在しているというところでございます。

手続についてでございますけども、今回、お配りいたしました資料No.3-1の裏面の今後の予定の、1月21日と3月21日の間に小平第十三小学校と同様に、1月31日に生活文教委員会の事務報告を行います。生活文教委員会事務報告を経て、その後、3月21日の教育委員会報告という形を取りまして、その間の意思決定に関しましては、公共施設マネジメント推進本部に諮りまして、その後、そこでの意見を踏まえまして起案をし、意思決定をしていくという手続を取ります。

続いて評価に関しましては、学校施設の整備指針が文部科学省により定められておりまして、その指針の中の留意事項の内、重要となつてまいります視点を基本に8つの評価軸を定めてまいりました。その8つの評価軸により、各施設の配置について評価をします。この評価に当たりましては、本年度、小平第十一小学校、小平第十三小学校それぞれ委託業務契約を結ばせていただいております学校建築に携わるコンサルタント会社の意見や、ワークショップでの学校の関係の方々ですとか、地区交流センターを利用する方々から意見を踏まえて、今回の評価としているところでございます。

### ○飯島学務課長

給食につきまして、今回、給食調理員の退職状況及び児童数の推移の両方の要因がございます。

まず、給食調理員の退職状況でございますが、定年前に退職をされる方が複数名おり、食数によって調理員の定数を決めておりますけれども、定数を切ってしまうということが1つございます。

また、小平第八小学校の児童数が増えてくることによりまして、食数が増えますので、必要となる調理員の定数が増えることが今後想定をされてきました。定数による調理員の数が退職によって不足する、子どもが増えることによって定数に対する調理員が不足すると、その両面で調理員が不足します。令和7年度には、現在小平第八小学校にいる調理員は他の学校に異動していただいて、小平第八小学校については委託をしていくといった流れでございます。

### ○三町教育長職務代理者

給食については、よく分かりました。

建替えに係る評価について、そのようにきちんとやっていただけているということで、安心しました。

なぜ気になったかという、小平第十一小学校のワークショップの中で、校舎は北側のほうがいいのではないかという意見があり、非常に印象に残っています。ところが、案とは言いながらも、もう方向として南校舎だとほぼ断定しているわけです。素案と書いてありますが素案ではない印象です。そのため、校舎の北側をどうしていくのかといったところをはっきりと出していないと、ワークショップをやったからということでは納得されない部分が出てくるのではないかと思います。ぜひ、そういうところも含めて、校舎が南側になってもグラウンドは生かせると、きちんと説明していただきたい。残念ながら、冬の場合はほとんど日が当たらない、一日当たらないという状況も出てくるのではないかと懸念はやはりあるのですが、そういう評価はきちんとしていただきたいと思います。

### ○青木教育長

今のご意見でよろしいですか。

### ○三町教育長職務代理者

そうです。

### ○後藤施設更新担当課長

ワークショップの時点で、北側がいいという意見がかなり出たと認識しています。主な理由として、やはり校庭が日陰になることの懸念と、南側に校舎が立つことでまちなみが分断されるのではないかという意見が、2つございました。

1点目の校舎が日陰になることについては、冬至の一番不利になるような状態での日陰の状況をシミュレーションした結果、30分ですとか1時間日陰になる範囲に関しては、校庭の約半分

ということが想定されますが、そこは冬至に限定した年間で一番不利な時間帯で、さらに日影が30分以上生じる場合という状態でのシミュレーションを行った結果でございます。雪が解けるための日中の日照時間を考えますと、冬至の時点でもある程度確保できるということと、終日日影になる部分に関しては、校舎から約5メートルから10メートルの範囲に限定されますので、そこについての雪の処理ですとか、雨水の処理については考慮する必要があると考えられますが、全天候型舗装を施すことによりまして、ある一定の範囲でカバーできるということを考えておりまして、その点については説明会で丁寧にご説明をしていくことを考えています。

また、地域が分断されるイメージということで、敷地の周りは第一低層住居専用地域ということで10メートルの高さ制限が設けられておりますので、周辺のまちなみを見たときに、あまり高層の建物が建っているような地域ではございません。学校に関しましても高さ制限で規制されてまいりますので、まちなみの高さの調和を保てるような校舎を整備するということと、確かに校舎が北側から南側に寄って来ることによって、南側から見ますと圧迫するようなイメージがありますが、西や東、北側から見ますと、逆に開放的になるということで、平均的に見ますとあまり分断という形にはならないのではないかとということで説明していこうと考えています。

#### ○青木教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと思います。4時再開といたします。よろしく申し上げます。

午後3時46分 休憩